

意見書

平成 23 年 12 月 29 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 11 月 29 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料規則の一部を改正する省令案」(以下、「本省令改正案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 入力値議論の透明性確保について

総務省殿が昨年度から開催している事業者向け説明会の実施により、最新の入力値に関しての透明性は以前に比べ向上しているとの認識です。

しかしながら、採用された入力値について、一部(設備の調達単価等)が非開示である点、また長期増分費用モデル研究会での議論を含め選定過程が非公表である点等、事業者側にて適正性の検証が不可能な状態にあるという課題が依然として存在しています。その課題解決のためには、例えば、事業者が守秘義務契約を締結した上で選定過程の議論に加わる等の対応が必要と考えます。

2. 移行期の接続料算定の在り方

東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の「PSTN のマイグレーションについて～概括的展望～」によるとコア網の移行完了時期を 2025 年頃としていることから、二重設備の投資・維持コストが今後最低でも 10 年以上発生すると考えられ、PSTN から IP 網への移行期において不可避免的に発生する二重設備の投資・維持コスト以外にも、過剰な残存設備やその維持に係るコスト等が長期的に発生する可能性があります。そのコストが消費者に転嫁されることを踏まえれば、このような可能性については、徹底して排除すべきと考えます。

なお、先の平成 23 年 12 月 20 日付け「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、「二重投資を可能な限り避ける観点」について言及されているところです。

【参考:「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申 冒頭より】

PSTN は、加入電話や ISDN(総合デジタル通信サービス)といった既存の基幹的サービスを提供する上での基盤であり続けているものの、既存サービスの契約数の減少や IP 系サービスの進展、移動体通信サービスの普及等の環境変化を踏まえれば、コア網における二重投資を可能な限り避ける観点から、IP 網への移行(マイグレーション)を円滑に行うことが大きな課題となる。

このような移行期の環境においては、PSTN のトラフィックは減少を続け、現状の PSTN ベースで改良を重ねた現行の算定モデルでは、今後も接続料が上昇傾向となるのは明らかです。現に総務省殿試算(平成 22 年 9 月 28 日付け「長期増分費用方式に基づく接続

料の平成 23 年度以降の算定の在り方について」答申)においても、来年度には接続料水準が過去最高水準になると想定されており、前述のような課題解決や社会経済性の観点からも、IP 網をベースとした LRIC モデル(以下、「IP モデル」という。)を構築し早期に移行すべきと考えます。少なくとも、長期増分費用モデル研究会にて現在検討中の次期モデル(平成 25 年度以降の算定方式)には導入することが必須と考えます。

なお、IP モデル構築までの期間においても、過剰な残存設備やその維持に係るコスト等を排除する観点は重要であり、暫定的な措置の適用が必要と考えます。特に、改良モデルの入力値に IP 電話のトラヒックを加える方式(PSTN 定常方式)であれば、現行モデルにおいても、省令改正のみで対応可能であることから、本省令改正案に盛り込むべきと考えます。例えば、改正案として附則に以下のとおり追記を行うことが考えられます。

<附則追記案>

事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能(接続料規則第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る。)、二の項(加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。)、四の項、五の項、六の項(光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項に限る。)に係る通信量等については、IP 電話(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)に移行したアナログ加入者電話回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した通信量等を用いなければならない。

以上